

## 資料6

## 商工業関連資料

産業別事業所数及び従業者数

平成 26 年 7 月 1 日現在

	事業所数 (所)	従業者数 (人)
農業、林業	14	103
漁業	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—
建設業	2,295	18,493
製造業	4,699	45,839
電気、ガス、熱供給、水道業	22	792
情報通信業	395	14,202
運輸業、郵便業	1,528	69,821
卸売業、小売業	6,982	75,894
金融業、保険業	362	5,641
不動産業、物品賃貸業	3,220	10,765
学術研究、専門・技術サービス業	1,041	6,933
宿泊業、飲食サービス業	4,008	28,953
生活関連サービス業、娯楽業	2,154	11,504
教育、学習支援業	727	11,912
医療、福祉	2,318	36,266
複合サービス事業	86	1,255
サービス業（他に分類されないもの）	1,498	29,646
公務（他に分類されるものを除く）	83	7,175
全産業	31,432	375,194

第 35 回特別区の統計（平成 27 年版）より転載

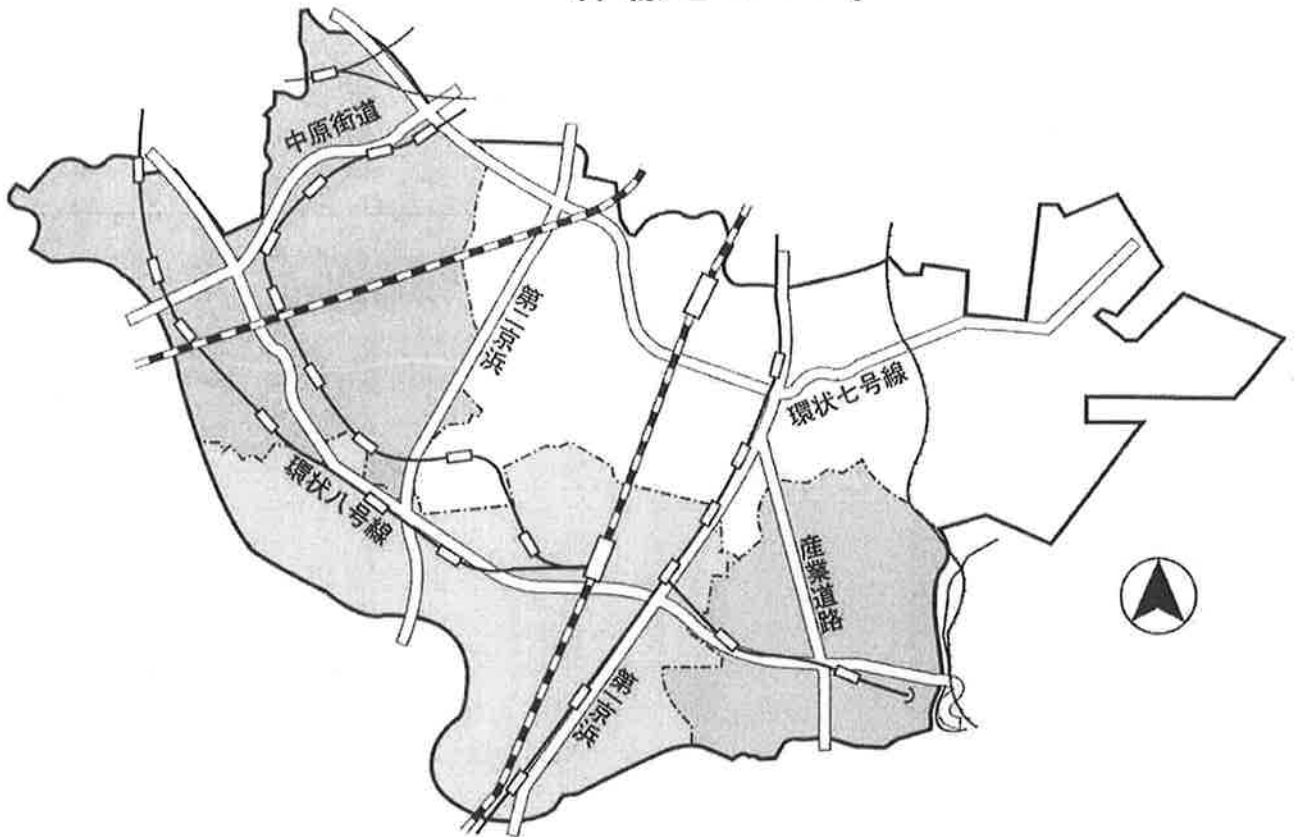
商業部門別の商店数、従業者数

平成 26 年 7 月 1 日現在

卸売・小売業部門	商店数 (店)	従業者数 (人)
総数	5,069	54,797
卸売業	1,641	28,774
各種商品小売業	10	1,067
織物・衣服身の回り品小売業	416	1,702
飲食料品小売業	1,268	12,373
機械器具小売業	345	2,194
その他の小売業	1,270	6,958
無店舗小売業	119	1,729

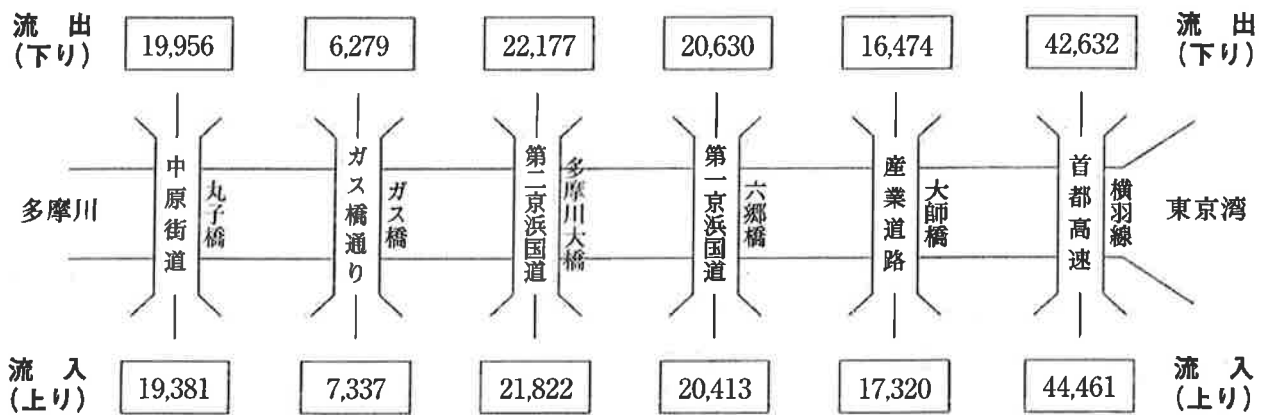
平成 28 年度版大田区政ファイルより転載

幹線道路図等



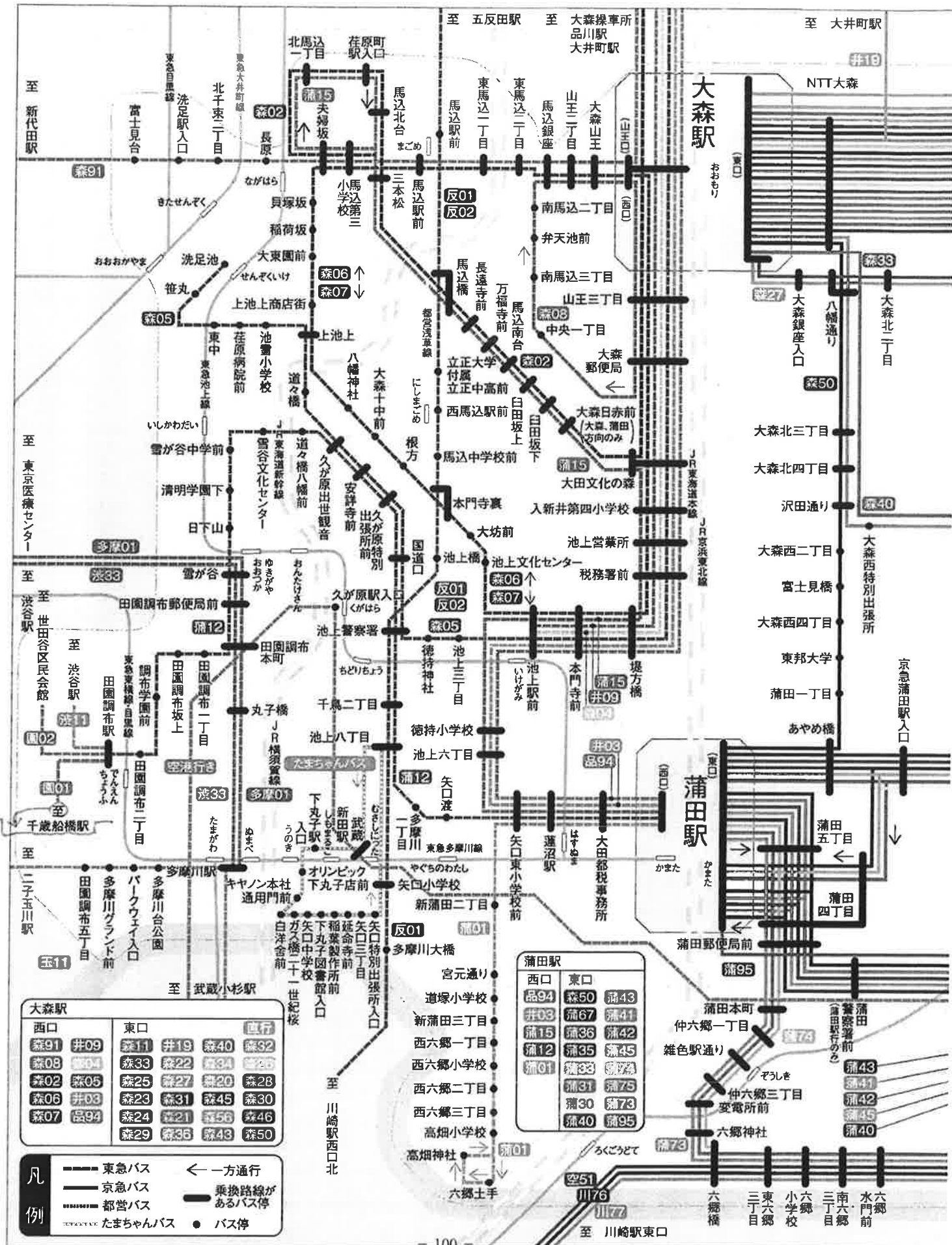
都県境6橋の交通量概略

注) 平成27年10月20日(火)午前7時～翌日午前7時(24時間)調査。軽車両を除く全車種。



土木の現況 平成28年度版より転載

● 区内交通案内図 大田区内バス路線図案内図

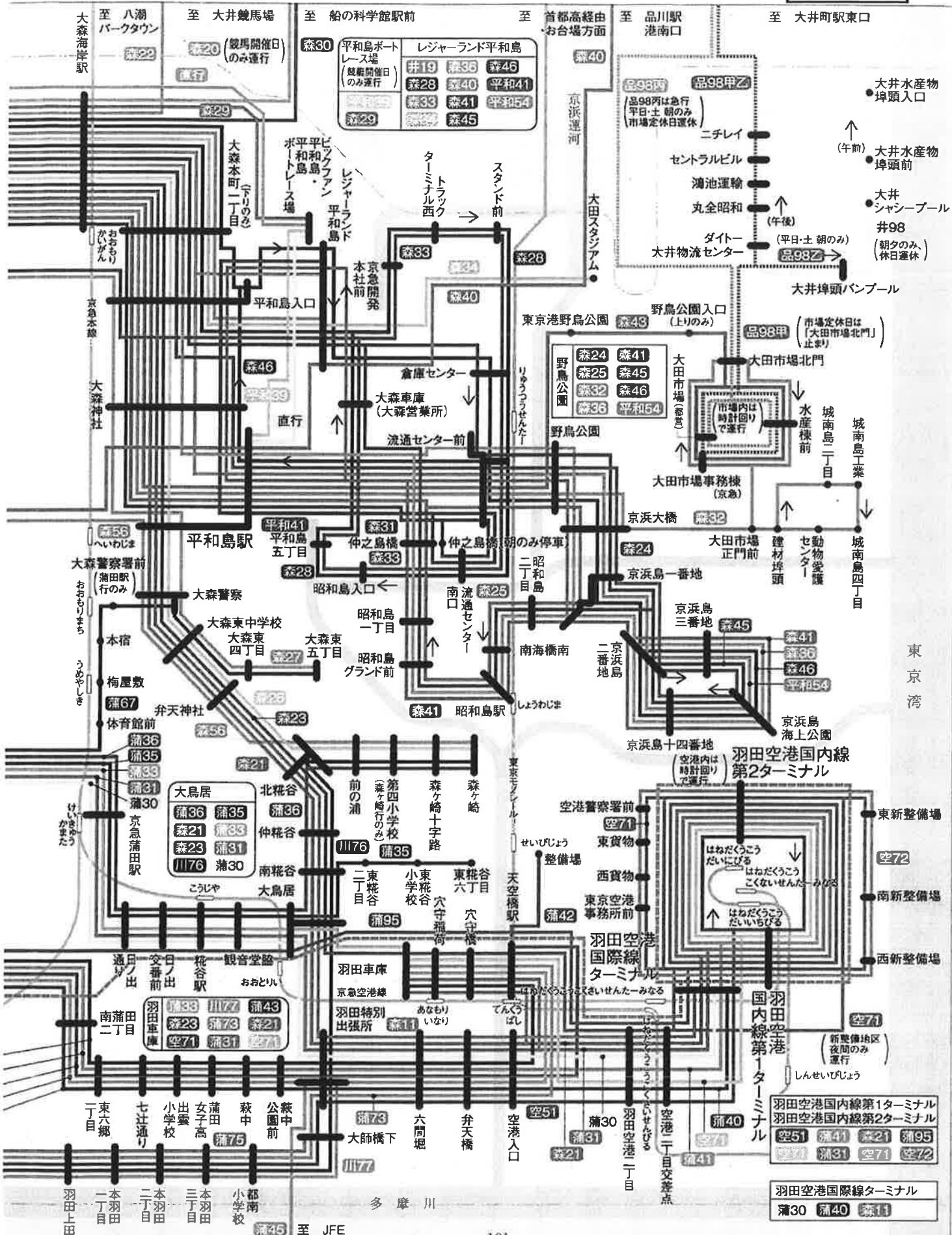


大森駅		東口		直行
森91	井09	森11	井19	森32
森08	森04	森33	森22	森34
森02	森05	森25	森27	森20
森06	井03	森23	森31	森45
森07	品94	森24	森21	森56
		森29	森36	森43
			森38	森50

蒲田駅		
品94	森50	蒲43
井03	蒲67	蒲41
蒲15	蒲36	蒲42
蒲12	蒲35	蒲45
蒲01	蒲38	蒲74
	蒲31	蒲75
	蒲30	蒲73
	蒲40	蒲95

- 凡例
- 東急バス
  - 京急バス
  - 都営バス
  - たまちゃんバス
  - 一方通行
  - 乗換路線があるバス停
  - バス停

# 資料8



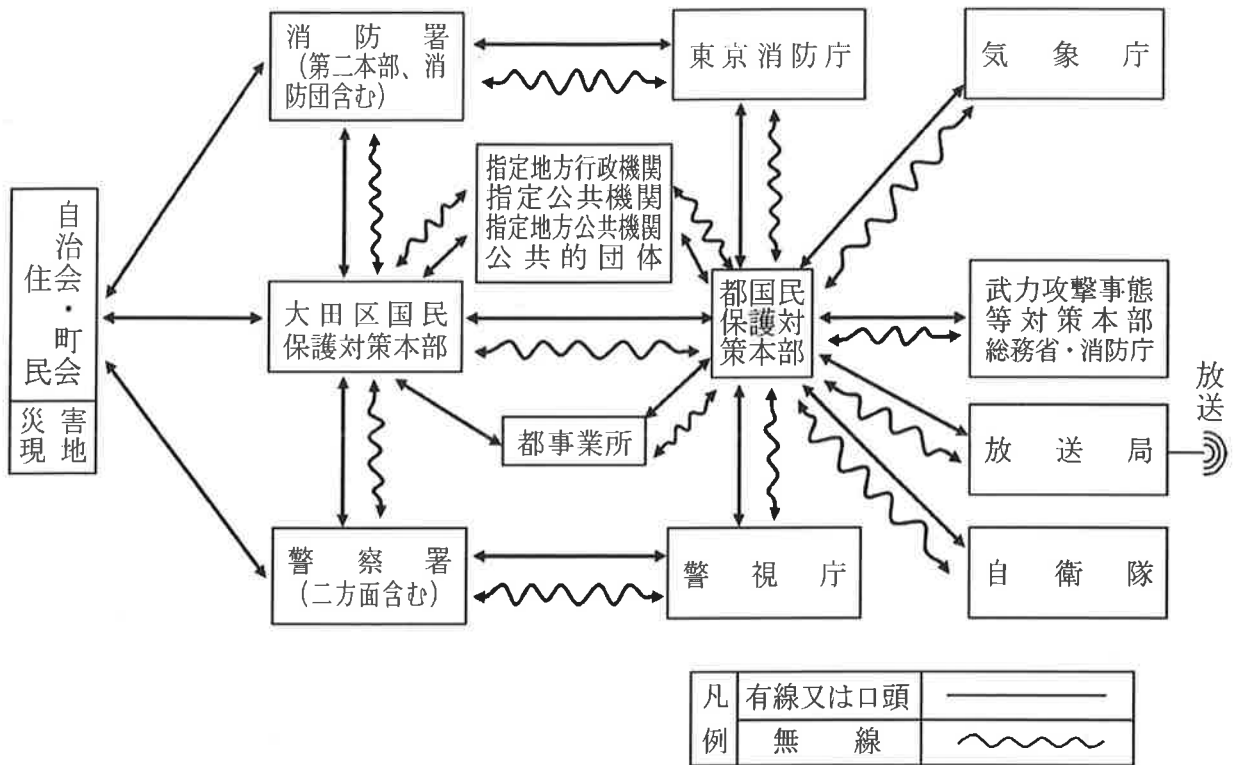
羽田空港国際線ターミナル	蒲30	蒲40	森11
--------------	-----	-----	-----

羽田空港国内線第1ターミナル	空51	蒲41	森21	蒲95
羽田空港国内線第2ターミナル	空71	蒲31	空71	空72

羽田空港国内線第1ターミナル	蒲30	蒲40	森11
----------------	-----	-----	-----

資料9

通信連絡系統図



大田区地域防災計画 [平成 26 年修正] より転載

赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン（抜粋）

平成17年8月2日閣副安危第321号

内閣官房副長官補(安全保障・危機管理担当)付内閣参事官(事態法制企画担当)

## 1 目的

このガイドラインは、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という）第157条及び第158条に規定する事務を円滑に実施するため、武力攻撃事態等における赤十字標章等（国民保護法第157条第1項の特殊信号及び身分証明書並びに同条第2項の赤十字標章等をいう。以下同じ）及び特殊標章等（国民保護法第158条第1項の特殊標章及び身分証明書をいう。以下同じ）の交付又は使用の許可（以下「交付等」という）に関する基準、手続等を定めることを目的とする。

## 2 赤十字標章等の交付等に関する基準、手続等

赤十字標章の様式を別頁に掲載。以下本文は別途保管

## 3 特殊標章等の交付等に関する基準、手続等

特殊標章の様式を別頁に掲載。以下本文は別途保管

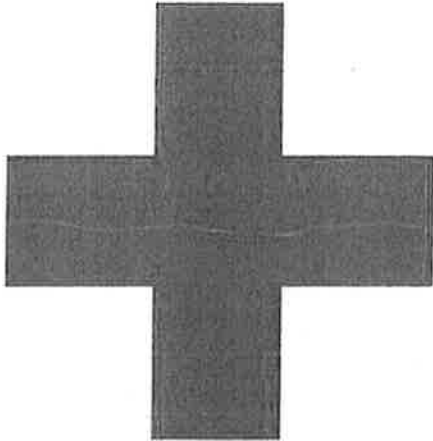
## 別紙

主な様式を別頁に掲載

# 資料 10

## 赤十字標章及び身分証明書

### 赤十字標章



- 我が国関係者は、すべて白地に赤十字の標章を使用する。
- 白地に赤十字は、状況に応じて適当な大きさとする。
- 赤十字等の標章の赤色の部分の色は、金赤（CMYK値：C-0, M-100, Y-100, K-0、RGB値：#FF0000）を目安とする。ただし、他の赤色を用いることを妨げない。

### 身分証明書

表面

<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p>(この証明書を交付等 する許可権者の名を記 載するための余白)</p> <p><b>身分証明書</b> IDENTITY CARD</p> <p>常時の 医療関係者用 自衛隊の衛生要員等以外の 臨時の</p> <p>PERMANENT for civilian medical personnel TEMPORARY</p> </div> </div> <p>氏名/Name .....</p> <p>生年月日/Date of birth .....</p> <p>この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーブ諸条約及び1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I）によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as</p> <p>交付等の年月日/Date of issue ..... 証明書番号/No. of card .....</p> <p style="text-align: center;">許可権者の署名/Signature of issuing authority</p> <p>有効期間の満了日/Date of expiry .....</p>
---

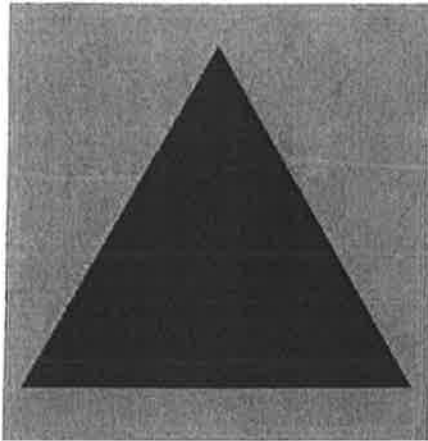
裏面

身長/Height .....	眼の色/Eyes .....	頭髪の色/Hair .....
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information: 血液型/Blood type ..... ..... .....		
所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER		
印章/Stamp	所持者の署名/Signature of holder	

【日本工業規格A7（横74ミリメートル、縦105ミリメートル）】

[赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン 様式3]

特殊標章



- 特殊標章は、オレンジ色地に青色の正三角形とし、原則として次の条件を満たすもの。
  - (ア) 青色の三角形を旗、腕章又は制服に付する場合には、その三角形の下地の部分は、オレンジ色とすること。
  - (イ) 三角形の一角が垂直に上を向いていること。
  - (ウ) 三角形のいずれの角もオレンジ色地の縁に接していないこと。
- 特殊標章の大きさは、状況に応じて適当な大きさとする。
- 特殊標章の色については、オレンジ色地の部分はオレンジ色 (CMYK 値: C-0, M-36, Y-100, K-0、RGB 値: #FFA500) を、青色の正三角形の部分については青色 (CMYK 値: C-100, M-100, Y-0, K-0、RGB 値: #0000FF) を目安とする。ただし、他のオレンジ色及び青色を用いることを妨げない。

身分証明書

表面

<p style="font-size: small;">(この証明書を交付等する許可権者の名を記載するための余白)</p>
<p><b>身分証明書</b> IDENTITY CARD</p> <p>国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defence personnel</p>
<p>氏名/Name _____</p> <p>生年月日/Date of birth _____</p> <p style="font-size: x-small;">この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーブ諸条約及び1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書1）によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as</p>
<p>交付等の年月日/Date of issue _____ 証明書番号/No. of card _____</p> <p style="font-size: x-small;">許可権者の署名/Signature of issuing authority</p> <p>有効期間の満了日/Date of expiry _____</p>

裏面

身長/Height _____	眼の色/Eyes _____	頭髪の色/Hair _____
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information:		
血液型/Blood type _____		
<p>所持者の写真 PHOTO OF HOLDER</p>		
<p>印章/Stamp</p>	<p>所持者の署名/Signature of holder</p>	

【日本工業規格A7（横74ミリメートル、縦105ミリメートル）】

【赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン 様式4】



## 資料 11

### 避難段階ごとの関係機関の役割分担

#### (1) 避難準備段階

機関名	主な役割
大田区	○大田区対策本部の設置・運営 ○警報の伝達 ○避難誘導の準備
東京都	○都対策本部の設置・運営 ○避難、救援等の国民保護措置の実施準備 ○警報の通知・伝達
警視庁	○生活関連等施設の警備強化 ○区市町村に協力して警報の伝達 ○避難誘導の準備
東京消防庁	○生活関連等施設の指導 ○区市町村に協力して警報の伝達 ○避難誘導の準備
指定行政機関	○計画に基づき国民保護措置の実施準備
自衛隊	○自衛隊の部隊等の派遣に関する情報交換
指定地方行政機関	○計画に基づき国民保護措置の実施準備
指定公共機関	○業務計画に基づき国民保護措置の実施準備 ○警報の放送（放送事業者） ○避難住民、物資の運送準備（運送事業者）
指定地方公共機関	○業務計画に基づき国民保護措置の実施準備 ○警報の放送（放送事業者） ○避難住民、物資の運送準備（運送事業者）

東京都国民保護計画より転載

#### (2) 避難段階

機関名	主な役割
大田区	○避難の指示の周知 ○避難住民の誘導 ○避難所における救援の準備
東京都	○避難の指示、指示内容の通知 ○区市町村による避難誘導を支援 ○避難所における救援の準備
警視庁	○区市町村と協力して避難の指示を周知 ○区市町村と協力して避難住民の誘導 ○交通規制、放置車両の撤去 ○災害が発生した場合の救助活動
東京消防庁	○消火、救助、救急 ○区市町村と協力して避難の指示を周知 ○区市町村と協力して避難住民の誘導 ○臨時の収容施設の出火防止に関する助言
指定行政機関	○避難住民の誘導、避難所における救援準備の支援

機関名	主な役割
自衛隊	○国民保護等派遣により、避難住民の誘導、武力攻撃災害が発生した場合の対処等の実施
指定地方行政機関	○避難住民の誘導、避難所における救援準備の支援
指定公共機関	○避難の指示の放送（放送事業者）、避難住民・物資の運送（運送事業者）、医療の提供（医療事業者）等必要な措置の実施
指定地方公共機関	○避難の指示の放送（放送事業者）、避難住民・物資の運送（運送事業者）、医療の提供（医療事業者）等必要な措置の実施

東京都国民保護計画より転載

## (3) 避難生活段階

機関名	主な役割
大田区	○大田区対策本部の運営 ○避難所の運営 ○安否情報の収集・提供
東京都	○東京都対策本部の運営 ○避難住民への物資・資材の提供等 ○ライフラインが被災した場合の応急復旧 ○安否情報の収集・提供
警視庁	○避難後の無人化した地域、避難所における警戒 ○被災者の救助活動 ○交通規制（特に要避難地域、警戒区域等の周辺地域）
東京消防庁	○火災が発生した場合の消火活動 ○被災者の救助・救急活動 ○避難所等における火災予防
指定行政機関	○避難所における救援の支援 ○著しく大規模又は性質が特殊な武力攻撃災害への対処 ○生活関連物資等の価格安定措置
自衛隊	○避難住民等の救援、武力攻撃災害への対処・応急復旧等の実施
指定地方行政機関	○避難所における救援の支援 ○著しく大規模又は性質が特殊な武力攻撃災害への対処 ○生活関連物資等の価格安定措置
指定公共機関	○ライフライン等の安定供給・運行等 ○緊急物資の運送（運送事業者）、医療の提供（医療事業者）等必要な措置の実施
指定地方公共機関	○ライフライン等の安定供給・運行等 ○緊急物資の運送（運送事業者）、医療の提供（医療事業者）等必要な措置の実施

東京都国民保護計画より転載

## 資料 11

### (4) 復帰段階

機関名	主な役割
大田区	<ul style="list-style-type: none"> <li>○大田区対策本部の運営・廃止</li> <li>○復帰実施要領の作成</li> <li>○復帰誘導</li> <li>○復帰解除されても復帰できない者への救援</li> </ul>
東京都	<ul style="list-style-type: none"> <li>○東京都対策本部の運営・廃止</li> <li>○避難の指示の解除</li> <li>○区市町村による復帰実施要領作成の支援</li> <li>○区市町村による復帰誘導の支援</li> <li>○復帰解除されても復帰できない者への救援</li> </ul>
警視庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>○区市町村と協力して復帰住民の誘導（必要に応じて）</li> <li>○復帰地域の治安の維持</li> </ul>
東京消防庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>○区市町村と協力して復帰住民の誘導（必要に応じて）</li> </ul>
指定行政機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>○住民の復帰のための措置の支援</li> <li>○応急復旧の支援</li> <li>○生活関連物資等の価格安定措置</li> </ul>
自衛隊	<ul style="list-style-type: none"> <li>○武力攻撃災害の応急復旧等の実施</li> </ul>
指定地方行政機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>○住民の復帰のための措置の支援</li> <li>○応急復旧の支援</li> <li>○生活関連物資等の価格安定措置</li> </ul>
指定公共機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>○住民の復帰のための措置の支援</li> <li>○応急復旧の支援</li> <li>○避難の指示解除の放送（放送事業者）</li> <li>○復帰住民の運送（運送事業者）</li> </ul>
指定地方公共機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>○住民の復帰のための措置の支援</li> <li>○応急復旧の支援</li> <li>○避難の指示解除の放送（放送事業者）</li> <li>○復帰住民の運送（運送事業者）</li> </ul>

東京都国民保護計画より転載

## 関係報道機関の一覧

資料 12

※電話番号等は別途保管

社名	報道担当・住所
NHK	首都圏放送センター・報道局 社会部 渋谷区神南2-2-1
日本テレビ放送網	社会部 港区東新橋1-6-1
TBSテレビ	社会部 港区赤坂5-3-6
フジテレビジョン	報道センター 港区台場2-4-8
テレビ朝日	社会部 港区六本木6-9-1
テレビ東京	報道担当 港区六本木3-2-1
東京メトロポリタン テレビジョン	報道局報道部 千代田区麴町1-12
ジェイコム大田	東京メディアセンター大田事務所 大田区西蒲田7-20-5第七醍醐ビル
イツ・ コミュニケーションズ	メディア事業部 品川区戸越1-7-20戸越台ビル8F
朝日新聞社	東京総局 千代田区内幸町2-2-1
読売新聞社	東京本社 社会部 都内版編集室 千代田区大手町1-7-1
毎日新聞社	編集局 社会部 千代田区一ツ橋1-1-1
東京新聞社	都心版 千代田区内幸町2-1-4
産経新聞社	東京本社 編集局 社会部 千代田区大手町1-7-2
日本経済新聞社	編集局 地方部 千代田区大手町1-3-7